ソーシャル預金のご案内

ソーシャル預金とは » お客さまからお預かりする預金を社会分野（保健医療、貧困格差、公共インフラ等）向けファイナンスに充当することで、お客さまにサステナビリティ分野での運用機会をご提供する外貨建定期預金です。

お申込みまでの流れ

❶ 確認
ソーシャル預金の受入金額には上限があります。お取引店にて所定の確認を実施します。

❷ 適用金利の決定
代わり金の受払い方法・適用相場を確認の上、お取引店と適用金利について合意いただきます。

❸ 書類授受
お客さまより外貨預金申込書等必要書類をお預かりいたします。

商品概要※1

対象	国内外の中央銀行・金融法人・事業法人・学校法人・独立行政法人等のお客さま		
対象通貨	米ドル、その他当行の認める通貨（個別にご相談ください）		
お預入金額	（期間30日以上）100万米ドル相当以上		
対象取引	一般外貨定期預金	期間	30日以上、1年以内
その他	ソーシャル預金にお取組いただいたお客さまは、当行ホームページや新聞・雑誌等へのツームストーン広告に掲載させていただく場合がございます。また、当行マーケティング資料の中で取組をご紹介させていただく場合がございます。		

※1 詳細は、最新の「商品説明書」を必ずご覧ください。但し、お預入金額・期間は本資料の内容が優先されます

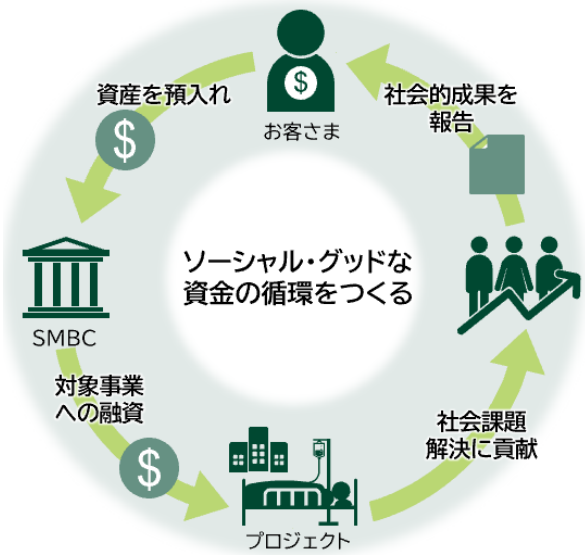
ソーシャルアセットとは

お客さまよりお預かりするソーシャル預金は、「SMBCソーシャル預金フレームワーク」※2に基づき、社会分野へのファイナンスにて運用いたします。毎年の運用状況を外部評価機関に評価いただくことで、透明性を確保いたします。

※2 ソーシャル預金フレームワークの詳細については当行HPをご覧ください

以下の社会課題解決に資するプロジェクト・活動 に活用されます





裏面へつづく »

三井住友銀行

ご留意点

外貨預金に関するご留意点

- ご検討にあたっては、最新の「商品説明書」を必ずご覧ください。「商品説明書」は当行本支店等にご用意しています
- 外貨預金は預金保険の対象外です。預金保険については窓口までお問い合わせください
- 外貨預金には、為替変動リスクがあります。外国為替相場の動向等によっては、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回る等、「元本割れ」が生じるリスクがあります
- TTSレート(円貨から外貨に替えるレート)とTTBレート(外貨から円貨に替えるレート)には差(米ドルであれば1米ドルあたり2円)がありますので、外国為替相場に変動がない場合でも、払戻時の円貨額がお預入時の円貨額を下回り、「元本割れ」が生じるリスクがあります
- TTSレートとTTBレートの差は往復の為替手数料に相当し、相場公表通貨における差は1通貨単位あたり最大16円です
- 外貨によるお預入またはお引出の際には原則、手数料がかかります。外貨現金の場合、たとえば米ドルであれば1米ドルあたり2円かかります。送金等その他の手数料については、お取引内容により異なりますので、あらかじめ表示することはできません
- その他の通貨におけるTTSレートとTTBレートの差および外貨現金の取扱手数料等は、前記とは異なりますので窓口までお問い合わせください
- 原則、満期日前の解約はできませんが、やむを得ず満期日前の解約を行う場合は、当行所定の利率を適用致します
- 法人のお客さまは総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります
- お預入時の約定利率を、満期日まで適用します(固定金利)。満期日に解約する時の、預入日から解約日までの利率については、当行の所定の利率(詳細は商品説明書ご参照)を適用します。満期日を過ぎてから解約する時は、満期日から解約日までの利率については、解約日の外貨普通預金(その外貨定期の通貨建てのもの)の利率を適用します

ソーシャル預金に関するご留意点

- ソーシャル預金を充当するソーシャルアセットは、「ソーシャル預金フレームワーク」に基づき、実行済のソーシャルアセットの中から当行が選定致します
- ソーシャル預金の合計受入残高には上限がございます。期日到来後の継続ができない可能性もある旨、ご了承ください。継続可否については、担当窓口までお問い合わせください
- 当行が保有するソーシャルアセットの残高が、お預かりしているソーシャル預金の合計受入残高を下回る際には、通常の一般外貨定期預金としての取扱いとなります。その場合、対象のお客さまには速やかに通知致します
- お通帳・証書等への記載は、一般外貨定期預金と同様の内容となります
- 自動継続の取扱はできません

当行は、お客さまが自由かつ自主的なご判断により、各種お取引いただくことを前提としております。このため、当行が、各種お取引をいただくことを融資取引等の取組や継続の条件としたり、ご契約いただかないことを理由に、融資取引等の取組や継続に関して、不利なお取扱をすることは一切ありません。ご不明な点、ご懸念、お取引に関して不本意な点がございましたら、右記の『独占禁止法に関するお客さまご相談窓口』までご相談ください。なお、ご相談・ご照会をいただいたことや、その内容により、お客さまが不利益を被ることは一切ございません。

独占禁止法に関するお客さまご相談窓口

フリーダイヤル **0120-702-061**(通話料無料)

※受付時間:月～金曜日9:00～17:00
(土・日・祝日等銀行休業日は除く)

※お電話によるお申出が難しいお客さまは、当行ホームページ上のWEB窓口よりご投稿ください
(https://www.smbc.co.jp/cx/abuse/)

当行は、お客さまとの間に生じた苦情・紛争の取扱いに関しまして、銀行法上の「指定紛争解決機関」として金融庁長官から指定を受けた全国銀行協会と契約を締結しております。
当行が提供させていただいた商品・サービスに関しまして、何等かご不満な点がございましたら、当行に直接お申出をいただくほか、同協会が運営する全国銀行協会相談室にご相談・ご照会いただくことも可能です。

一般社団法人全国銀行協会
全国銀行協会相談室

0570-017109 または
03-5252-3772

本商品・サービスのご質問・ご相談は、御社の担当者までご連絡ください。

本資料記載の商品・サービスは、今後の法規制、経済情勢、マーケット動向等の変化により、内容に変更が生じる場合があります。